

## 自動運転車の安全技術ガイドラインの策定

～自動運転車の開発が一層促進されます～

国土交通省は、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車※が満たすべき安全性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが期待されます。

国土交通省は、自動運転の早期実用化に向けて、国際基準が策定されるまでの間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車※が満たすべき安全性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが期待されます。

国土交通省は、引き続き、国際的な議論を主導して、自動運転に係る国際基準の策定に向けた検討を進めて参ります。

### 「自動運転車の安全技術ガイドライン」のポイント (※ 詳細については別紙をご覧ください。)

- 「自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として設定
- 具体的には、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「自動運転車の運行設計領域(ODD)において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」と定め、ドライバーモニタリング機能の装備、サイバーセキュリティ対策、ユーザーへの情報提供など、自動運転車が満たすべき安全性に関する要件を設定

※レベル3とは「システムが全ての運転操作を行うが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要」な条件付自動運転であり、レベル4は「特定条件下においてシステムが全ての運転操作を行う」特定条件下における完全自動運転のことを指します。

#### 問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 久保、藤倉、永島

代表:03-5253-8111(内線 42259、42214、42216)

直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639